

単独補助金の評価について

1 単独補助金の評価の視点

単独補助金の評価については、様々な視点からの評価があるが、この度の評価においては、個々の補助金の評価を行うに当たり、最低限必要と思われる視点を列挙することとした。

なお、今後の具体的な補助金の評価作業において、追加すべき視点があれば、それを反映した上で、補助金の評価を実施することとする。

【単独補助金の評価の視点】

○社会経済情勢の変化への対応

社会経済情勢の変化により、所期の目的にそぐわなくなっていないか。

○補助金の既得権化

当該補助金が既得権化していないか否か。

○補助対象経費（特に運営費補助金）

補助対象経費の中に、飲食費、慶弔費等、補助事業に直接関係ないと思われる経費が含まれてはいないか。

○団体等の繰越金（特に運営費補助金）

団体の繰越金が、補助金の額に比べて多額になってはいないか。

○自主財源の確保（特に運営費補助金）

団体等が会費の徴収等、自主財源の確保に努めているか否か。

○補助金の効果（特に事業費補助金）

補助金の効果は具体的に説明できるほど明確か否か。

○補助期間の設定（特に事業費補助金）

補助期間が設定されているか否か。

○小額補助金

小額補助金（補助金額10万円未満）については、効果があるのか。

2 類型化された単独補助金の評価に係る課題認識

(1) 運営費補助金

○外郭団体運営費補助金

現時点において、外郭団体の存在が必要か否か。

補助事業から委託事業への変更が必要ではないか。

○市が事務局である団体に対する運営費補助金

市が事務局機能を持つことが妥当か。いつまで市が事務局をもつのか。

○上乗せ運営費補助金

他市の状況と比較しその補助金の水準が妥当か否かを精査する必要があるのではないか。

(2) 事業費補助金

○建設整備補助

建設整備に係る単価等は妥当か。

○イベント補助金

継続的なイベントは、いつまで実施するのか。

臨時的なイベントについては、基準を統一する必要があるのではないか。

○利子補給

借り換え等により金利負担の軽減が可能ではないか。

現行の制度の廃止は困難ではあるが、現行の制度については、利子補給が長年にわたるものであることを考えれば、制度自体を見直す必要があるのではないか。

○扶助的補助

真に必要な者に対する補助となっているのか。所得制限等の規定はあるか。

○施策誘導補助

他市の状況と比較しその補助金の水準が妥当か否かを精査する必要があるのではないか。

○その他の運営費及び事業費補助

上記(1)「評価の視点」に基づき個別に精査を行う必要がある。

3 評価対象について

この度の評価においては、類型化された補助金グループから基本的に補助金額が大きいものを抽出して評価対象とすることとした。

なお、次に掲げる類型化した補助金グループについては、評価の対象外としている。

【評価の対象外とした補助金及びその理由等】

(1) 上乗せ運営費補助金(運営費補助金)

他市の状況及び制度に上乗せをする特別な理由について、調査を実施する。

(2) 利子補給(事業費補助金)

既に継続的に支出することが、前提の補助金であるため。

(3) 扶助的補助(事業費補助金)

他市の状況及び補助金交付を廃止した影響等の調査を実施する。

(4) 施策誘導補助(事業費補助金)

企業誘致等の実績がある場合においてのみの補助金支出となっているため。

評価対象リスト

別紙のリストのとおり